

平成28年9月5日

申請者の皆様へ

実務経験による監理技術者の資格要件の変更について

平成28年6月1日より、改正建設業法施行規則が施行されるのに伴い、一般建設業の技術者（主任技術者）の要件が緩和されました。

これに伴い、実務経験による監理技術者の資格要件も下表のとおり変更となっておりますので、お知らせいたします。

<変更点>

「とび・土工事業」の資格要件として、新たに「登録基礎ぐい工事試験」が追加されました。

平成28年6月1日以降			
建設業の種類	関係法令	資格	合格証明書等
とび・土工事業	建設業法	二級建設機械施工技士	技術検定合格証明書
		二級土木施工管理技士(「土木」又は「薬液注入」)	〃
		二級建築施工管理技士「躯体」	〃
	職業能力	一級とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工・ウエルポイント施工	技能検定合格証書
	開発促進法	二級とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工・ウエルポイント施工	〃
	建設業法	登録地すべり防止工事試験合格者<1> (地すべり防止工事士<2>)	<1> 登録地すべり防止工事試験合格証明書 <2> 地すべり防止工事士認定証又は登録証
		登録基礎ぐい工事試験合格者 ※平成27年度の基礎施工士検定試験に合格した者についても登録基礎ぐい工事試験を合格した者とみなすこととしています。	登録基礎ぐい工事試験合格証明書

本件に関するお問合せ先
(一財)建設業技術者センター管理部
電話:03-3514-4711